

令和8年度「群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金」 対象事業を募集します

群馬県では、子どもたちが安心して過ごし、学びや体験を通じて成長できる居場所づくりを支援するため、対象団体に補助金を交付します。

1 補助対象事業

こどもの居場所（子ども食堂や学習支援等）を提供する団体に対し、補助金による支援を行います。

① こどもの居場所の新規開設に係る経費

【補助額】上限 20 万円（既設置市町村への設置は上限 10 万円）＜補助率 10/10＞

② こどもの居場所地域ネットワーク（こどもの居場所提供団体やフードバンク、行政等で構成された組織） の新規開設に係る経費

【補助額】上限 10 万円＜補助率 10/10＞

③ こどもの居場所地域ネットワークの普及啓発に係る経費

【補助額】上限 30 万円（イベント開催を伴わない場合は上限 10 万円）＜補助率 10/10＞

例：地域の子ども食堂が集まり、活動を周知するためのイベントの開催
こどもの居場所マップやチラシの作成に係る経費

※ 補助金の交付を希望する方は、所定の申請書様式（県ホームページに掲載）に必要書類を添付の上、下記「書類提出先」に提出してください。

<https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/705615.html>



2 募集期間

令和8年5月18日（月曜日）から令和9年1月31日（日曜日）まで

※原則、提出書類の到着順となります。

※事前に必ず下記問い合わせ先宛て電話連絡の上、申請の可否を相談してください。

3 書類提出先・問い合わせ先

群馬県生活子ども部 子ども・子育て支援課子育て支援係

電話：027-226-2622 F A X：027-226-2100 メール：kosodateka@pref.gunma.lg.jp

4 その他

詳細は、県ホームページ及び別紙の事業チラシを御確認ください。

令和8年度「群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金」対象事業を募集します

こどもが地域の大人や仲間と関わり合いながら、安心して過ごせる場所を増やすため、以下の取組に対して補助金を交付し、こどもの居場所づくりを支援します。

【R8.5.18】

① こどもの居場所の新規開設促進

対象事業者 県内でこどもの居場所（こども食堂、学習支援、遊び・体験活動等）を新たに提供する民間団体

対象経費 こどもの居場所の新規開設に必要な経費（備品・消耗品費、広報費、保険料など）

補助額 上限20万円（こどもの居場所がまだ提供されていない市町村での開設）
上限10万円（ " " がすでに提供されている市町村での開設）

主な補助要件

- ◆概ね月1回以上かつ1年以上継続する見込みがあること
- ◆利用料は無料又は実費相当額とすること
- ◆営利活動や宗教的活動、政治的活動を行わないこと
- ◆概ね5名以上のこどもの利用が見込めること
- ◆事故等に対応する保険に加入すること
- ◆申請時に開設前又は開設してから4か月以内であること など



② こどもの居場所 地域ネットワークの新規開設

対象事業者 こどもの居場所地域ネットワーク団体
（地域ネットワークがまだ設置されていない市町村への設置に限る）



対象経費 こどもの居場所地域ネットワークを新規開設する際に必要な経費（備品費・消耗品費、広報費など）

補助額 上限10万円

＜こどもの居場所地域ネットワークとは＞
こどもの居場所を継続的に提供するための情報交換や相互支援を行うことを目的とする、こどもの居場所提供団体やフードバンク、行政等で構成された組織を指します。

主な補助要件

- ◆4団体以上で構成された地域ネットワークであること
- ◆年1回以上、構成団体のうち半数以上が参加する情報交換会等を開催すること
- ◆営利活動や宗教的活動、政治的活動を行わないこと など

③ こどもの居場所 地域ネットワークの普及啓発

対象事業者 こどもの居場所地域ネットワーク団体

対象経費 こどもの居場所の利用拡大や新規開設に繋がる普及啓発事業に係る経費

- ① イベント開催に必要な経費（消耗品費、広報費、会場費など）
- ② ネットワークチラシやこどもの居場所マップの作成に必要な経費（広報費など）

補助額 上記の①を実施の場合 上限30万円
上記の②を実施の場合 上限10万円

主な補助要件

- ◆左記「こども居場所地域ネットワークの新規開設」の補助要件を満たす地域ネットワークであること
- ◆原則、地域ネットワークを構成する団体のうち半数以上の団体が事業に関与し、何らかの役割を担うこと など



■ 応募方法

募集期間

原則、提出書類の先着順とします。
※事前に必ず下記問い合わせ先に連絡の上、申請の可否を確認してください。

応募方法

所定の申請書様式に必要な書類を添付の上、下記の書類提出先に、郵送またはメールにてご提出ください。

申請に当たっては、必ず交付要綱をご確認ください。

※【重要】交付決定通知書の送付（右記の「申請手続きの流れ」を参照）より前に購入したものは対象になりません。

※審査等により、交付決定しない場合や交付額が減額となる場合があります。

申請書類

県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/705615.html>



■ 書類提出先・問い合わせ先

群馬県生活こども部

こども・子育て支援課 子育て支援係（県庁12階南側フロア）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

☎ 027-226-2622 FAX 027-226-2100

✉ kosodateka@pref.gunma.lg.jp

（参考）こどもの居場所づくりマッチングコーディネーターについて

食品などをご提供いただいた場合、コーディネーターが近隣のこども食堂やフードバンクに情報提供し、必要に応じて当事者との面談（情報交換会）の機会を設けるなど、相互理解を深めていただきながらマッチングを進めています。

物資等をご提供いただける方や、マッチングをご希望の方は、コーディネーターまでご連絡ください。

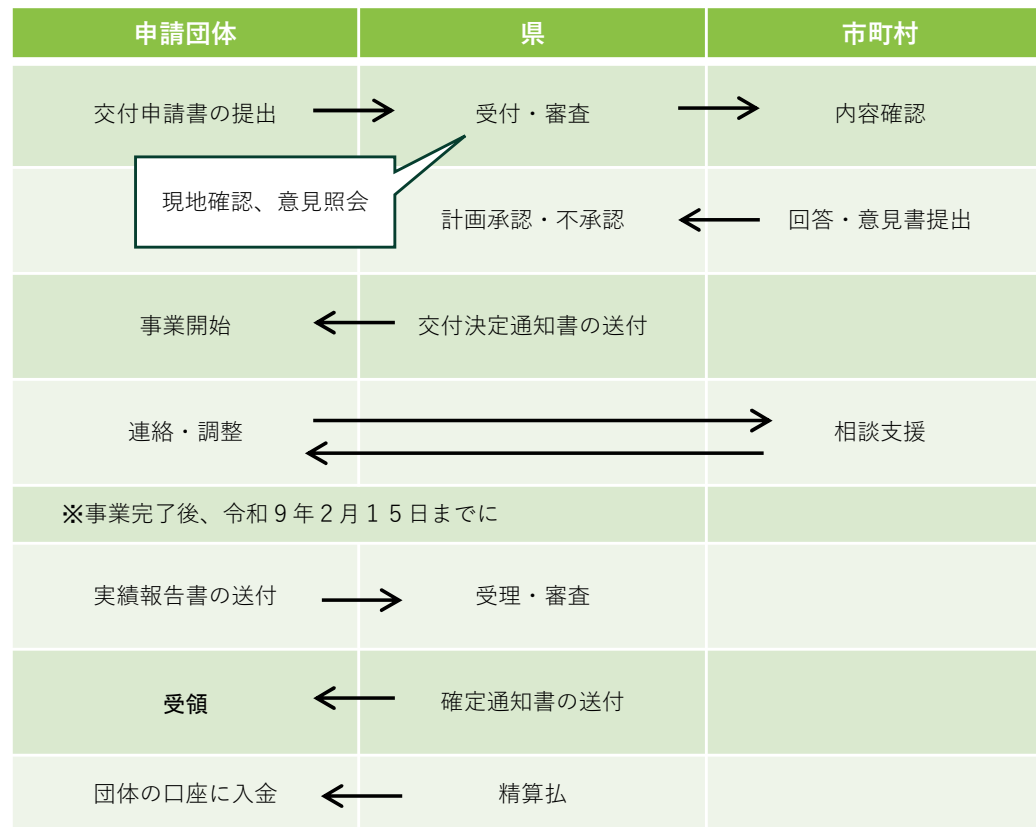
☎ 027-226-2622（こども・子育て支援課）



https://www.pref.gunma.jp/03/bv01_00104.html



○ 申請手続きの流れ



※交付申請の処理には、2週間から1か月程度を要します。余裕をもってご申請いただきますようお願いいたします。

※交付決定通知書の送付前に購入したものは、補助対象経費外となりますのでご注意ください。

（参考）こどもの居場所づくりアドバイザーについて

経験豊富なアドバイザーが、こどもの居場所の開設に興味がある方からのご相談にお答えしています。

<相談の例> 準備は何かから始めればよいか、食材確保などの運営方法、活動の周知方法、他のこどもの居場所との関係づくり など

相談をご希望される方は、左記問い合わせ先までご連絡ください。（詳細は県ホームページをご確認ください。）



<https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/705660.html>

